

総務企画委員会記録
<第3号>

平成25年第6回沖縄県議会（9月定例会）

平成25年10月7日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成25年10月7日 月曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午前10時51分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第15号議案 沖縄県土地利用審査会委員の任命について
- 4 陳情平成24年第84号、同第85号、同第96号、同第112号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185号、同第187号、陳情第8号、第11号、第18号、第22号、第23号、第25号、第35号、第39号、第43号、第46号、第50号、第63号、第64号、第66号、第67号、第77号、第96号、第97号、第102号、第104号、第105号、第108号、第109号、第112号、第114号、第117号、第118号及び第126号
- 5 閉会中継続審査（調査）について
- 6 審査日程の変更について（追加議題）
- 7 中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領域侵犯に関する意見書について（追加議題）
- 8 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について（追加議題）
- 9 視察調査について（追加議題）

出席委員

委員長	山内末子	さん
副委員長	末松文信	君
委員	新垣良俊	君
委員	仲田弘毅	君
委員	具志孝助	君
委員	照屋大河	君
委員	高嶺善伸	君
委員	玉城義和	君
委員	吉田勝廣	君
委員	前島明男	君
委員	渡久地修	君
委員	當間盛夫	君
委員	大城一馬	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進	君
警察本部交通部長	砂川道男	君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第15号議案、陳情平成24年第84号外36件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長及び警察本部交通部長の出席を求めておりま

す。

まず初めに、陳情第18号を除く知事公室関係の陳情10件の審査を行います。

なお、陳情18号につきましては、知事公室、企画部及び公安委員会と共管することから、10月4日の企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

それでは、知事公室関係の陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続8件、新規3件の合計11件となっております。そのうち継続の陳情第18号につきましては、10月4日の本委員会におきまして企画部との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

継続審議となっている8件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして、御説明いたします。

資料11ページをお開きください。

陳情第105号緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

県としましては、大規模自然災害、武力攻撃事態やテロについて、災害対策基本法や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、必要な措置をとることとしております。

緊急事態基本法（仮称）については、平成16年に法の骨子について3党（自民党、公明党、民主党）が合意したことは承知しておりますが、その後、国会での議論はいまだ進んでおらず、具体的な法律制定への動きや、法案等も提示されておられません。

同法の制定については、我が国民の安全、地域の平和にかかわる問題であり、法案等が具体的に示された時点で、国政の場において、同法の必要性の有無も含めた国民的議論が行われる必要があるものと考えており、この動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、資料12ページをお開きください。

陳情第114号中国による領空領海侵犯に対する抗議決議を求める陳情につい

て、処理概要を御説明いたします。

尖閣諸島をめぐる問題については、日中両政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。

県としましては、尖閣諸島における安全確保に万全を期すよう、政府に対して機会あるごとに求めてきたところであります。

また、尖閣諸島を含む南西諸島の安全保障については、我が国が主権を行使する上で必要な防衛力が配備されるべきと考えております。

具体的には、我が国の防衛や緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

続きまして、資料13ページをお開きください。

陳情第117号沖縄周辺海域における警備体制の強化に関する意見書の提出を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

尖閣諸島を含む南西諸島の安全保障については、我が国が主権を行使する上で必要な防衛力が配備されるべきと考えております。

具体的には、我が国の防衛や緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

また、尖閣諸島については、日本政府は「尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いなく我が国固有の領土であり、解決すべき領有権問題は存在していない。」という見解を表明しております。

県としましては、政府の見解を支持するとともに、上記見解を国際社会に向けて明確に示すよう、日本政府に対して要請を行っているところであります。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に説明員の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

審査日程の変更についてを議題といたします。

10月3日の委員会において決定した審査日程では本日知事公室及び公安委員会の審査、参考人からの説明聴取並びに議案及び陳情の採決を行うこととなっておりますが、台風接近のため、暴風警報が発令されております。議会運営委員会の申し合わせ事項によりますと、委員会の開会中に暴風警報が発令された場合は、暴風警報が発令されたときから暴風警報が解除されるまで委員会は中止されることとなっております。本日本日予定しておりました参考人招致につきましては、日程を変更して説明聴取を行いたいと考えておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、10月8日に予定していた視察調査については、台風の影響を考慮し、日程を変更して実施することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

10月8日に予定していた視察調査につきましては、休憩中に協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、陳情第18号を除く公安委員会関係の陳情4件について審査を行います。
ただいまの陳情について、交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 お手元の沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の要旨・処理概要をごらんください。

処理経過及び処理方針について、御説明をいたします。

平成24年陳情第96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情及び平成24年陳情第187号信号機設置に関する陳情につきましては、前定例会以降、処理方針に変更はありませんので、御説明は省略させていただきます。

次に、平成25年陳情第102号法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情につきまして、処理経過及び処理方針について説明いたします。

県警察では、道路における危険を防止し、交通の安全を図るため、交通機動隊や所轄警察署による過積載違反の指導取り締まりの強化を図るとともに、沖縄総合事務局陸運事務所等との合同取り締まりを行っております。

また、悪質な過積載違反を行った事業用の車両に対しては、道路交通法の規定に基づき事業者の監督官庁である、沖縄総合事務局に対して違反通知を行い過積載違反の防止を図っております。

さらに、過積載を防止するためには、運転者を検挙するだけでなく、事業者等の下命・容認等の行為を防止することが重要であると考えており、過積載違反で検挙された車両の事業者、使用者、荷主等に対して、所轄警察署において再発防止のための指導・警告を行っております。

県警察におきましては、今後とも、過積載違反車両に対する指導取り締まりを強化するとともに、悪質な事業者等に対する指導取り締まりの強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成25年陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車（緑ナンバー）使用に関する陳情につきまして、処理経過及び処理方針について説明いたします。

県警察では、交通指導取り締まり等の現場において車検証等の書類を確認するとともに、運転者からの事情聴取等を行い、無許可運送行為等の取り締りに

についても強化しております。

県警察におきましては、今後とも、無許可による有償運送行為等について、関係機関と連携した実態把握に努め、指導取り締まりを図ってまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩します。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの乙1号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)の採決の前に意見を述べさせていただきます。

本補正予算案には、那覇港開発推進費1億5000万円が計上されております。これは、那覇港にガントリークレーン3号機を整備するものです。審査の中で那覇港のトランシップ貨物がゼロだということが明らかになり、これまで整備されたガントリークレーン1号機の稼働率が平成24年度で8.6%、2号機で13.2%、平均で10.9%の稼働率でしかないことが明らかになりました。そういう状況の中で莫大な費用をかけて3号機、4号機を整備することは無駄遣いといえようがありませんので、この部分については反対です。しかしながら、補正予算全体については意見を述べて賛成します。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 補正予算の中で特定地域特別振興事業費、いわゆる旧軍用地の部分があるのですが、今回上がっている大嶺地区の部分について、まだ地域住民一地主会との合意形成が乏しいようございますので、しっかりと地元の皆さんの意見をよく聞くようにということと、質疑の中でもありました嘉手納、白保地域がまだ未解決だということもありますので、その未解決の地域についても各自治体と一致協力をして、速やかに解決の方向に持って行くようにということを委員長報告に組み入れていただければありがたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

ただいま、渡久地委員と當間委員から意見がございましたので、委員長報告の中に盛り込むということで、調整をしていきたいと思っております。

お諮りいたします。

ただいまの甲1号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって甲第1号議案平成25年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第15号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案沖縄県土地利用審査会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

末松文信委員。

○末松文信委員 中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領海侵犯に関する意見書についてを議題に追加し、協議をお願いいたします。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、意見書について議題に追加するか協議を行い、追加することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領海侵犯に関する意見書についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議いたしましたとおりとおり、議題に追加し、直ちに協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領海侵犯に関する意見書を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の文案及び提案の方法等について協議した結果、案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての中国海警局の公船による尖閣諸島海域での領海侵犯に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものと決定した陳情36件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、閉会中継続審査となった「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

閉会中継続審査及び調査事件となりました「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」の審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

審査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別添審査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会所管事務調査事項、総合開発及び地域振興について、交通運輸及び通信について及び自衛隊についてに係る審査の参考とするため、視察・調査日程についてを議題とするかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程を議題に追加することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

視察・調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおりに、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。
視察・調査日程についてを議題といたします。
休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程等について協議した結果、静岡県御殿場市、
愛知県名古屋市の視察調査を日程案のとおり行うことで意見の一致を
見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子